

佐竹秋田県知事との 懇談会を開催！

～中小企業連携組織対策予算の拡充等を要望～

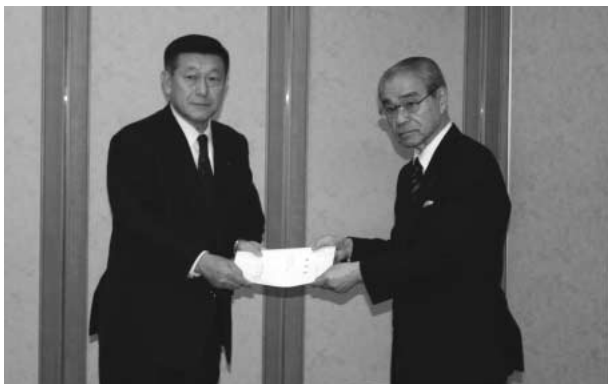


去る11月4日(水)、秋田市の秋田キャッスルホテルにおいて、佐竹敬久秋田県知事と本会の役員との懇談会を開催した。本懇談会は、会員組合や組合員企業等の活性化を図るための施策や予算について要望・意見交換を行うことを目的としており、秋田県からは佐竹知事を始め、岩本孝一産業経済労働部長及び伊藤邦夫産業経済政策課長が出席、また本会からは米澤会長を始め副会長等12名が出席した。

開会にあたり本会の米澤会長は、「本日要望させて頂く内容は、会員組合から日頃寄せられている意見・要望を取りまとめたものである。地域経済を支えている中小企業が再び活力を取り戻すため、県の中小企業施策や事業予算への特段のご支援とご配慮をお願いしたい。」と挨拶した。

これに対し佐竹知事は、「これからの秋田にとって重要となるのは、食品産業と自然エネルギー産業であると考えている。これらの発展には、地元中小企業の協力が必要であり、中央会及び県内各業界の力を借りていきたい。」と挨拶した。

その後、本会米澤会長から佐竹知事へ「要望書」が手渡され、要望に関する説明と活発な意見交換が行われた。



要望書を手渡す本会米澤会長（右）と佐竹知事（左）

佐竹知事への主要望事項及び内容は、次の通り。

I 秋田県産業経済労働部関係

【事業予算】

1 中小企業連携組織対策予算の拡充・強化について

中小企業者同士が組合をつくり、不足する経営資源を相互に補完し合いながら、この難局を乗り越え、変革に適切に対応していけるよう、これまで以上に中小企業連携組織対策を強化していただきたい。

【景気対策】

2 経済・雇用対策の確実な取組みについて

県内景気の回復並びに県内中小企業の再生のため、即効性・実効性のある経済・雇用対策を確実に講じていただきたい。

【商店街】

3 商店街活性化支援の抜本的拡充について

(1) 中心市街地の活性化を積極的に図ること

郊外大型店等の吸引力が強くなれば街中へのお客さんが減る一方である。人の流れを変えるため、市町村と一体となって中心市街地の活性化に積極的に取り組んでいただきたい。

(2) 商店街活性化のための財政的支援を図ること

国では、平成21年8月1日に施行された地域商店街活性化法により、「地域コミュニティの担い手」となる商店街に対し総合的な対策が推進され

ることになったが、本県においても、商店街を地域コミュニティの核と位置づけ、商店街が行う街おこしのためのイベントや安全・安心のための街区環境整備等を確実なものにするため、市町村とともに財政的支援を強力に行っていただきたい。

Ⅱ 秋田県農林水産部関係

【施 策】

1 木材産業振興施策の強化拡充について

(1)県内木材産業全般に亘る振興施策を講ずること

県内の住宅着工件数が伸び悩む中、県外大手の住宅建築業者が県内に参入し、製品市況においては、県外製品との競争が激化し、今後、ますます厳しい状況となることが予想されている。

県産材のさらなる利用促進を図るため、木材産業全般に亘る振興施策について拡充強化していただきたい。

(2)森林整備のための施策の促進を図ること

森林整備を総合的に進めていくためには、国有林・県有林のほか、民有林の状況を把握する必要があるが、秋田県においても、民有林の賦存調査を実施しており、県内全体の実態が早急に把握できるよう、調査事業の促進を図っていただきたい。

Ⅲ 秋田県産業経済労働部 ・農林水産部共通関係

【施 策】

1 食品産業振興施策の強化拡充について

(1)食品産業の振興窓口を一本化すること

国においては、平成20年度より「農商工連携」というキーワードのもとで様々な施策が展開され、本県も種々の施策が展開されているが、県の組織体制は「製造業」という視点からは産業経済労働部が、また、「食料品」という視点からは農林水産部が支援を担当しており、食品産業に対する支援窓口と施策の推進体制等を一本化していただきたい。

(2)県産ブランド商品の開発と販売促進支援を図ること

本会では、「あきた食品振興プラザ」(20団体・139企業加盟)と連携して、売れる商品づくりとその販売促進に取り組んでおり、さらなる支援をお願いしたい。

(3)地産地消のさらなる促進を図ること

今後、地産地消と将来を担う子供達への食育のさらなる推進のために、学校給食で多くの県産食材を使用していただきたい。

Ⅳ 秋田県建設交通部・出納局関係

【官公需】

1 地元中小企業者に対する官公需受注の確保について

公共事業が国の行財政改革により縮減されるなど、その依存率が高い県内中小企業にとっては、大変厳しい経営を強いられている。

県内経済を活性化していくために、地元中小企業者及び官公需適格組合を優先的に活用し、併せて、工事に際しては県産材の利用促進を図っていただきたい。

2 適正価格による発注について

入札におけるダンピングを防止するため、最低制限価格を下回る場合には失格にする、或いは低入札価格調査制度をさらに厳格に運用するなどして、関連下請け企業へのしわ寄せが発生しないよう改善していただきたい。

また、工事費や現場管理費等の単価の積算に当たっては、資材の需要動向や実勢価格をタイムリーに反映させた適正な積算価格による発注に努めていただきたい。

3 分離・分割発注の推進について

分離・分割発注は、実施の方法によってはコスト縮減に繋がるとともに、工事等納入物件の質的向上を実現するものである。

中小企業者のさらなる受注機会の増大を図るため、できる限り分離・分割発注を推進していただきたい。

4 公共工事における入札予定価格の事後公表方式への移行について

公共工事における入札予定価格が事前公表方式であることは、過度な競争による低価格入札を招来しやすいことから、事後公表方式へ移行していただきたい。

5 運送業の業種指定について

運送業については、一部の都道府県においては業種指定されているため、本県においても、運送業業者登録参加資格に伴う業種指定を行っていただきたい。